

## 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

職場における労働災害による死亡者数(以下単に「死亡者数」という。)は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきています。

山梨労働局では、令和5年度を初年度とする「山梨第14次労働災害防止計画」(以下「山梨14次防」という。)を掲げ、2027年の死亡者数を、2022年の死亡者数である5人から20パーセント減少させ、4人以下とすることを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、山梨県内における令和7年4月末現在の死亡者数は4人と、前年同時期の1人から4倍増となり、山梨14次防の目標としている死亡者4人以下と既に同数となっています。

令和7年に発生した死亡災害の内訳を業種で見ますと、商業、接客娯楽業、製造業、建設業が各1件となっており、事故の型別で見ますと、「はさまれ・巻き込まれ」が2件、「飛来・落下」、「墜落・転落」が各1件となっています。

死亡災害の発生状況はそれぞれ異なっていますが、その発生原因としては、

- ・車の逸走防止措置が不十分であったこと
- ・機械の整備中に起動装置に鍵をかけていなかったこと
- ・吊り荷の下で作業していたこと

など、機械・設備に係る基本的な安全対策が講じられていなかったことが挙げられます。

以上のとおり、山梨県内では、あってはならない死亡災害が多発しており、きわめて憂慮すべき事態となっていますが、山梨労働局では、災害発生原因を分析し、事故を発生させた事業場には、再発防止対策の実施を求めていくこととしております。

つきましては、貴職におかれましても労働災害防止のための取組をより一層強化いただくとともに、以下の事項による死亡災害の防止に係る取組が実施されるよう、危機感を持って傘下事業場に対する周知及び啓発を行っていただけますようお願いいたします。

- 1 全ての労働者が危機感を持てるような効果的な安全衛生教育の実施、作業計画を策定すること
- 2 リスクアセスメント等により各作業場の危険性の洗い出しを促進すること
- 3 貴団体が主体となって安全衛生パトロールを実施するなどの方法により、現場の安全意識の向上を図ること

令和7年5月7日

山梨労働局長 岩崎 充